

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	浜松市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浜松市は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

浜松市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>地方税の賦課徴収に関する事務</p> <p>地方税に関する賦課、徴収等は、「個人住民税及び森林環境税の賦課事務」、「軽自動車税の賦課事務」、「固定資産税・都市計画税の賦課事務」、「収納事務」、「滞納整理事務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 個人住民税及び森林環境税の賦課事務 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)時点で浜松市に居住する者等に対し、市民税県民税申告書等の課税資料を元に個人住民税及び森林環境税の額を計算し、賦課決定する。 ① 課税資料を、住民・国税庁(税務署)・事業所・年金保険者・他自治体から取得する。 ② 取得した課税資料を委託により電子データ化する。 ③ データ化した課税資料を個人住民税システムへ取り込む。 ④ 賦課に必要な障害等の情報を照会する。(対象者が市内居住の場合は共通基盤システム、市外居住の場合は中間サーバから) ⑤ 浜松市に住民登録がない居住者の特定個人情報を住基ネット経由で照会する。 ⑥ 課税資料調査の結果により他自治体課税と判明した場合は、当該自治体へ課税情報を回送する。また、調査結果により浜松市課税となった場合は、住所地自治体へその旨通知する。 ⑦ 課税資料に基づき、税額を計算し、賦課決定する。 ⑧ 賦課情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成等を行う。 ⑨ 賦課決定・賦課更正した内容について、納税通知書等により納税義務者等へ通知する。 ⑩ 賦課情報等を中間サーバへ連携する。 ⑪ 賦課情報等を庁内関係課へ共通基盤システム経由で提供する。 ⑫ 住民等からの申請により、各種証明書を交付する。</p> <p>2. 軽自動車税の賦課事務 地方税法等に基づき、賦課期日(4月1日)時点で、浜松市内を主たる置置場とする軽自動車等の所有者等に対し、軽自動車税額を計算し、賦課決定する。 ① 軽自動車等を、新たに所有した場合や所有しなくなった場合は、受付窓口又は郵送により申告書を取得する。 ・軽自動車(三輪以上)は軽自動車検査協会にて受付 ・軽二輪車、二輪の小型自動車は、自動車検査登録事務所にて受付 ・原動機付自転車、小型特殊自動車は、浜松市窓口にて受付 ※浜松市窓口では、申告書受付から軽自動車税システムへの入力まで行う。 ② ①で受け付けた申告書の一部は、静岡地方税滞納整理機構で電子データ化する。 ③ ②で作成した電子データを、軽自動車関係税申告書データエントリーシステムで取込み可能な形式に変換し、軽自動車税システムに取り込む。 ④ 所有者が浜松市に住民登録がない場合は、特定個人情報を住基ネット経由で照会する。 ⑤ 車両台帳から車種等に応じて賦課決定する。 ⑥ 賦課情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成を行う。 ⑦ 賦課決定した内容について、納税通知書により納税義務者へ通知する。</p> <p>3. 固定資産税・都市計画税の賦課事務 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)時点の固定資産(土地、家屋)所有者に対し、登記情報や現地調査等を元に、税額を計算し、賦課決定する。 賦課期日(1月1日)時点の浜松市内の償却資産所有者からの申告を基に、税額を計算し、賦課決定する。 ① 土地・家屋の異動を把握するため、法務局から登記情報を取得する。 ② 償却資産の取得価格等を申告により取得し、職員又は委託業者が固定資産税システムに入力する。 ③ 現地調査等を行い、土地・家屋の評価データを固定資産税システムに取り込む。 ④ 所有者が浜松市に住民登録がない場合は、特定個人情報を住基ネット経由で照会する。 ⑤ 固定資産税課税台帳から賦課情報を作成する。 ⑥ 賦課情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成を行う。 ⑦ 賦課決定した内容について、納税通知書により納税義務者へ通知する。 ⑧ 住民等からの申請により、各種証明書等を交付する。 ⑨ 県に不動産取得税用の家屋データを提供する。 ⑩ 法務局に土地・家屋価格通知データを提供する。</p> <p>4. 収納事務 地方税法等に基づき、賦課された個人住民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料(以下「市税等」という。)の収納情報を管理する。 ① 個人住民税システム等から賦課情報を受け取り、納付すべき額(調定額)を記録する。 ② 金融機関等領収分の領収済通知書を取得する。 ③ ②(OCR分は除く)で取得した領収済通知を委託業者に提供し、電子データ化する。 ④ ③で作成した電子データの他、コンビニ分、クレジット分、インターネットバンキング分、電子マネー分、口座振替分、OCR分及び共通納税分データを収納システムに取り込み、納付額を記録する。 ⑤ 過誤納付が発生した場合は、納税義務者にその旨を通知する。還付対象者から取得した還付振込口座情報を、収納情報システムに取り込み、還付する。還付対象者が国(デジタル庁)に登録した公金受取口座への還付を希望する場合は、共通基盤システムを通じて公金受取口座情報を取得し還付する。 ⑥ 住民等からの申請により、納税証明書を交付する。 ⑦ 未納分の督促状を作成し、納税義務者等へ送付する。 ⑧ 受付した口座振替依頼及び口座振替廃止情報を、収納情報システムに取り込む。</p> <p>5. 滞納整理事務(市税等の一元徴収) 地方税法等に基づき、市税等の徴収事務を行う。 ① 宛名情報・賦課情報・収納情報等を、関連システムから取得する。 ② 納期後の早期対応として電話、訪問催告を委託により実施する。 ③ 帳票印刷業者に分割納付書・催告書の印刷、封入を委託し、納税義務者等に送付する。 ④ 納税義務者等から徴収猶予等の申請があった場合、資力情報等を確認の上、承認するか判断して通知する。 ⑤ 督促後、納税義務者等からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑥ 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他官公署等へ実態調査を行う。他官公署から実態調査の依頼があった場合は、実態調査の回答を作成する。 ⑦ 滞納の処理困難案件を静岡地方税滞納整理機構に移管(返還)する。</p>
②事務の内容 ※	
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内での個人特定に利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び提供情報受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 各業務システム・共通基盤システム(団体内統合宛名システム含む)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった際の情報提供等記録を生成・管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)の副本を保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	個人住民税システム(個人住民税及び森林環境税)
②システムの機能	<p>1 課税対象者管理機能 対象年度の賦課処理等を行うための課税対象者の基本情報を登録・保持する。</p> <p>2 課税資料を登録する機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。</p> <p>3 賦課決定機能 課税資料から、賦課情報の作成を行う。</p> <p>4 賦課更正処理機能 修正申告・減免等により税額変更が必要となった場合に、賦課更正処理を行う。</p> <p>5 給与支払報告者を管理する機能 給与支払報告者の管理及び総括表の作成を行う。</p> <p>6 給与特徴管理機能 特別徴収義務者からの異動届出を元に、徴収額及び徴収方法等の変更を行う。</p> <p>7 年金特徴管理機能 年金保険者への徴収額の変更通知や特別徴収中止の通知等を行う。</p> <p>8 被扶養者等の情報管理 被扶養資格を判定するために、被扶養者等の所得情報を管理する。</p> <p>9 税額通知及び所得・課税証明書等の発行機能 納税通知書・税額変更通知書等の作成や所得・課税証明書の発行を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	1 納税義務者管理機能 軽自動車等の所有者・使用者を登録し、納税義務者等の情報を管理する。 2 新規登録機能 新規車両を登録する。 3 廃車登録機能 車両の廃車登録を行う。 4 変更登録機能 名義変更、車種変更、標識変更に伴う車両の変更内容を登録する。 5 登録内容修正機能 車体番号、排気量などの変更を登録する。 6 賦課決定機能 車両台帳に基づき、賦課決定する。 7 賦課更正処理機能 賦課更正に関する申告等から変更情報を登録する。 8 納税通知書発行機能 課税処理結果を元に、納税通知書を作成する。 9 減免登録機能 減免申請等を元に、減免の入力を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	1 納税義務者管理機能 固定資産の所有者情報・共有者情報を登録し、納税義務者を管理する。 2 固定資産課税台帳の登録・検索修正機能 土地台帳システム・家屋評価システムと連携し、課税客体の評価情報を登録する。 3 賦課処理機能 課税標準額、税額等を算出する。 4 納税通知書等作成機能 賦課処理を元に、納税通知書を作成する。 5 賦課更正処理機能 土地・家屋・償却資産の異動を反映し、賦課更正処理をする。 6 閲覧用課税台帳の出力機能 固定資産課税台帳から閲覧用課税台帳を出力する。 7 課税台帳各種証明書の出力機能 固定資産課税台帳から各種証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	滞納管理システム(市税等)
②システムの機能	1 納付書再発行機能 納付書を再発行する。 2 滞納者交渉経過管理機能 滞納者と納税交渉した内容を管理する。 3 収納システム連携機能 各収納システムから収納・滞納情報を連携する。 4 相談対応機能 分割納付・納税猶予・滞納処分・不納欠損等を管理する。 5 滞納情報照会機能 滞納処分に必要な情報を取得するため、他官公署等に実態調査を行う。 滞納処分に必要な情報を取得するため、金融機関、保険会社等に財産調査を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム12	
①システムの名称	電話・訪問催告システム(市税等)
②システムの機能	1 対象者情報管理機能 電話・訪問催告に必要な収納等の情報を滞納システム等から受け取り、催告対象者を管理する。 2 交渉経過管理機能 電話・訪問催告後の交渉内容を管理する。 3 滞納システム連携機能 記録した交渉内容を滞納管理システムに連携する。 ※滞納システム等とはネットワーク接続しておらず、データ連携は媒体を介して行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム13	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報検索機能 統合端末にて4情報(氏名、住所、性別、生年月日)で検索を行い、本人確認情報を画面上に表示する。 2 機構への一括情報照会 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報の検索を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 データの受け渡しは媒体を介して行い、住民情報システム及び個人端末に取り込みを行う。 ※税務システムとはネットワーク接続しておらず、データ連携は媒体を介して行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム14	
①システムの名称	国民健康保険料賦課・資格システム
②システムの機能	1 資格賦課情報管理機能 国民健康保険の被保険者の資格情報を管理する。 被保険者への各種証(被保険者証等)を発行及び管理する。 保険料を決定し被保険者に保険料の通知書及び納付書を発行する。 2 短期証、資格証、一般証を発行・管理する機能 3 滞納管理システム連携 滞納整理事務を行うため、滞納管理システムに賦課・滞納情報を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム15	
①システムの名称	市民税・県民税申告支援システム
②システムの機能	1 宛名情報取込機能 対象年度の申告情報の入力を行うために必要な宛名情報を取り込む。 2 課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報、個人住民税申告書情報を取り込む。 3 申告情報入力機能 提出された申告内容を入力し、確定申告書又は市民税県民税申告書を作成する。 4 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 5 当初課税データ作成機能 個人住民税システムに取り込む当初課税用ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	国税連携支援システム
②システムの機能	1 申告書情報取込機能 国税連携システムにて收受した確定申告書情報・付表情報を取り込む。 2 仕分機能 取り込んだ情報を設定したルールに従って仕分けを行う。 3 確定申告書情報入力機能 取り込んだ確定申告書情報で不足している情報の入力を行う。 4 税法エラーチェック機能 所得税法に基づいたエラーチェックを行う。 5 発行機能 確定申告書を印刷する。 6 当初課税データ作成機能 個人住民税システムに取り込む当初課税用ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

システム17	
①システムの名称	軽自動車関係税申告書データエントリーシステム
②システムの機能	1 申告書データ取込機能 静岡地方税滞納整理機構から送付される申告書データを取り込む。 2 検索・照会・修正機能 取り込んだ申告書データを検索・照会・修正する。 3 帳票イメージ表示・印刷機能 申告書データの帳票イメージを表示・印刷する。 4 税システム連携用データ作成 軽自動車税システムに取り込む車両台帳データを作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム18	
①システムの名称	e-Taxシステム
②システムの機能	1 確定申告書データ送信機能 確定申告書作成システムで作成した確定申告書情報を税務署へ送信する。 2 送信結果確認機能 送信した確定申告書の送信状況を確認する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム19	
①システムの名称	確定申告書作成システム
②システムの機能	1 確定申告書データ作成機能 提出された申告内容(所得情報・控除情報)を入力し、確定申告書データ及び確定申告書を作成する。 2 送信データ暗号・復元化機能 作成された確定申告書データを暗号化・復元化する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム20	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	1 申請機能(市民等向け) 市民等が、行政手続等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 2 申請受付・通知機能(職員向け) (1)市民等が1の機能で申請した申請情報を取得する機能 (2)市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 3 申請フォーム作成機能(職員向け) 1で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (公的個人認証サービス)

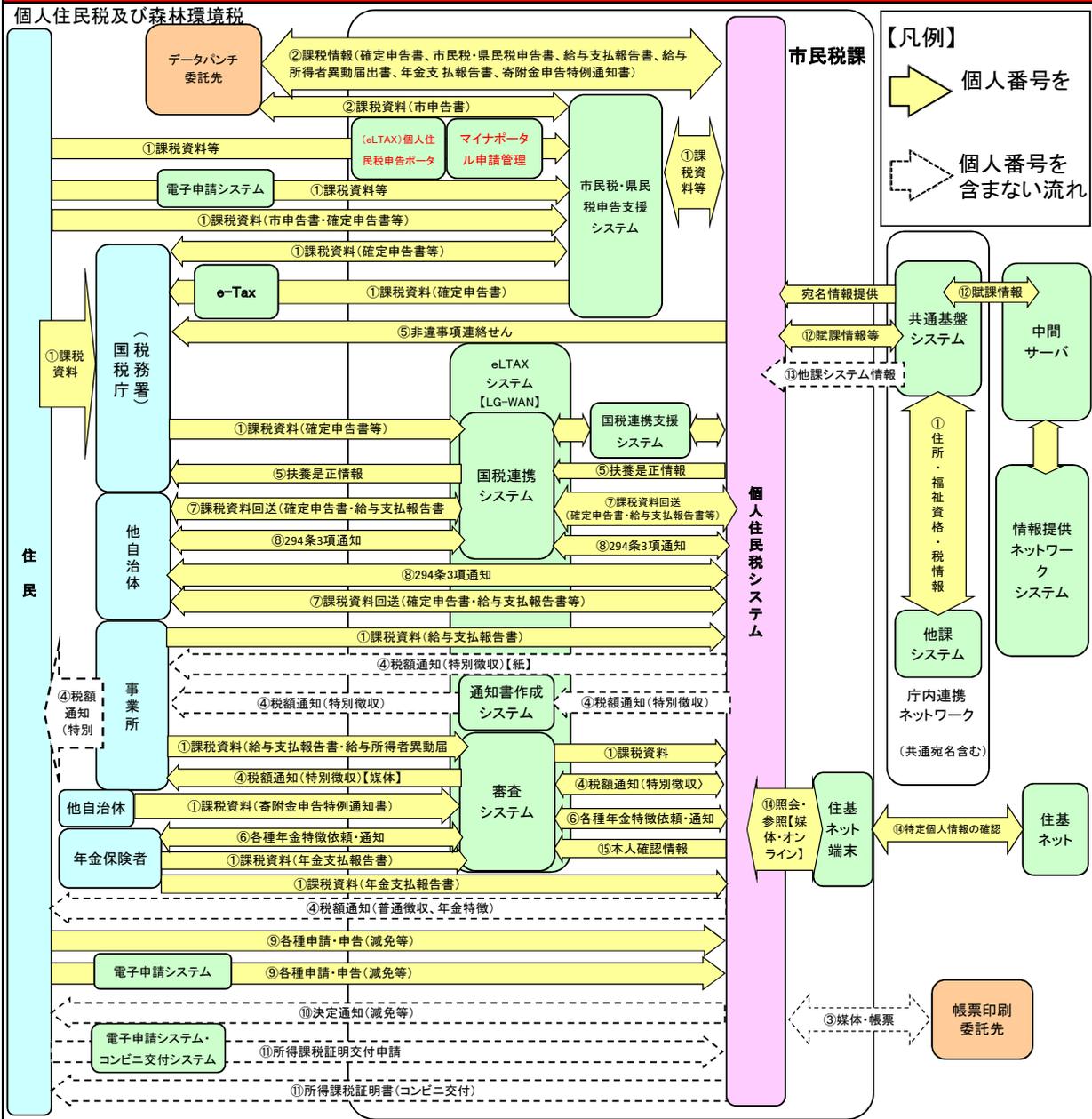
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税情報ファイル 2. 軽自動車税情報ファイル 3. 固定資産税情報ファイル 4. 収納管理情報ファイル 5. 滞納管理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	浜松市では、以下のファイルを下記記載のとおり目的遂行のため取り扱う。 1 個人住民税情報ファイル ・課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求めるとなり、受付した課税資料は個人住民税システムで管理されることから、個人住民税システムにおいて特定個人情報ファイルを保有することとなるため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。 ・賦課情報については、中間サーバへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用されるため。 2 軽自動車税情報ファイル ・個人を正確かつ迅速に特定し、軽自動車税賦課事務を効率的に行うため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。 3 固定資産税情報ファイル ・償却資産申告書に個人番号の記載を求めるとなり、受付した償却資産申告書は固定資産税システムで管理され、賦課情報を作成する。このようにして、固定資産税システムにおいて特定個人情報ファイルを保有することとなるため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。 4 収納管理情報ファイル ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納事務を効率的に行うため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。 5 滞納管理情報ファイル ・個人を正確かつ迅速に特定し、滞納整理事務を効率的に行うため。 ・市税等の他官公署等への実態調査を行う際の個人特定のため。 ・徴収猶予等の申請における個人特定のため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。
②実現が期待されるメリット	・課税資料の個人特定率の向上 ・各種申請や申告等に必要添付書類(所得・課税証明書等)の省略 ・本人確認情報を利用することにより、市税等の徴収を行う場合において、転出先の住所等の本人情報が正確かつ迅速に把握できることにより、徴収事務の効率化に資する ・市外居住者の転居情報の調査や生活保護受給対象者の適正な把握
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表 24の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 ③番号法第19条第9号(条例関係事務) 【情報照会】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表 48の項 第50条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課
②所属長の役職名	財務部 税務総務課長、市民税課長、資産税課長、収納対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

別添のとおり

(備考)

(別添1) 事務の内容



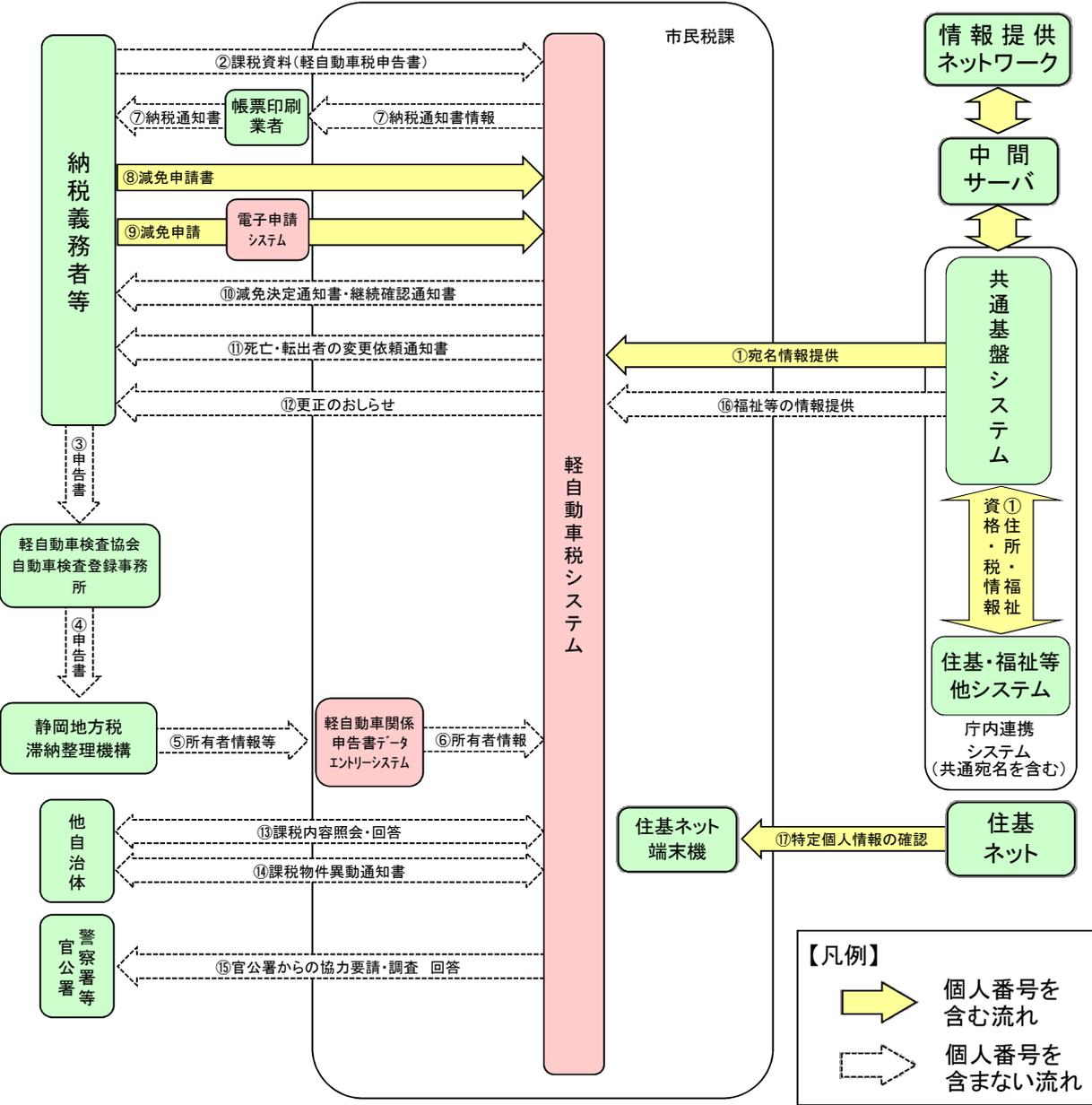
【凡例】
 → 個人番号を
 ⇨ 個人番号を
 含まない流れ

(備考)

- ①確定申告書以外の課税資料(市民税県民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書・給与所得者異動届出書)は、個人住民税システムに直接入力又は市民税・県民税申告支援システム、eLTA審査システム、国税連携システム、マイナポータル申請管理を経由して取り込む。確定申告書は税務署から提供を受け、個人住民税システムに市民税・県民税申告支援システム、国税連携支援システムを経由して取り込む。(国税連携システムで要閲覧となった課税資料(紙)については、国税庁(税務署)へ調査後、個人住民税システムへ取り込む。)市民税・県民税申告支援システム、国税連携支援システムへ宛名情報、課税資料を連携する。
- ②受付した紙の課税資料や電子申請システムにより受付した課税資料は、委託により電子データ化(画像データ化及びパンチ作業)し、媒体から個人住民税システムへ取り込む。また、課税資料のうち市民税県民税申告書は市民税・県民税申告支援システムへ入力、給与所得者異動届出書は直接個人住民税システムへ入力する。
- ③個人住民税システムで賦課処理した情報を元に、納税通知書等を作成する。
- ④納税義務者等へ税額を通知する。また、特別徴収のeLTA審査システム及び媒体利用事業所については、eLTA審査システム又は媒体で税額を通知する。
- ⑤調査により、課税資料に誤りがあった場合は、非違事項連絡せん・扶養是正情報を国税庁(税務署)へ送付する。
- ⑥年金保険者と年金特徴に係る各種通知・依頼情報の連携を行う。
- ⑦自治体間で課税資料を紙又は国税連携システムにより回送する。
- ⑧関係自治体へ地方税法第294条第3項に基づき通知する。
- ⑨減免、家屋敷課税等に係る住民等から電子申請システムまたは直接、申請・申告を受付する。
- ⑩⑨で受付した申請・申告について審査を行い、減免については決定又は不受理を、家屋敷課税については税額を通知する。
- ⑪納税義務者等からの申請により、各種証明書を交付する。(所得証明書と課税証明書は、コンビニ交付サービスを実施)
- ⑫賦課情報等を共通基盤システム経由で中間サーバへ連携する。また中間サーバ経由で情報提供ネットワークシステムより他自治体の情報を参照する。
- ⑬庁内他課システムへデータ提供する。また庁内他課システムから個人住民税の賦課に必要な情報(障がい、生活保護等)を提供してもらう。
- ⑭住民登録がない者について、住基ネット端末から個人番号・住所・氏名等を照会・参照し、職員が個人住民税システムに課税対象者又は被扶養者として入力する。
- ⑮eLTA審査システムへ個人事業主の本人確認用データを提供する。

(別添1) 事務の内容

軽自動車税

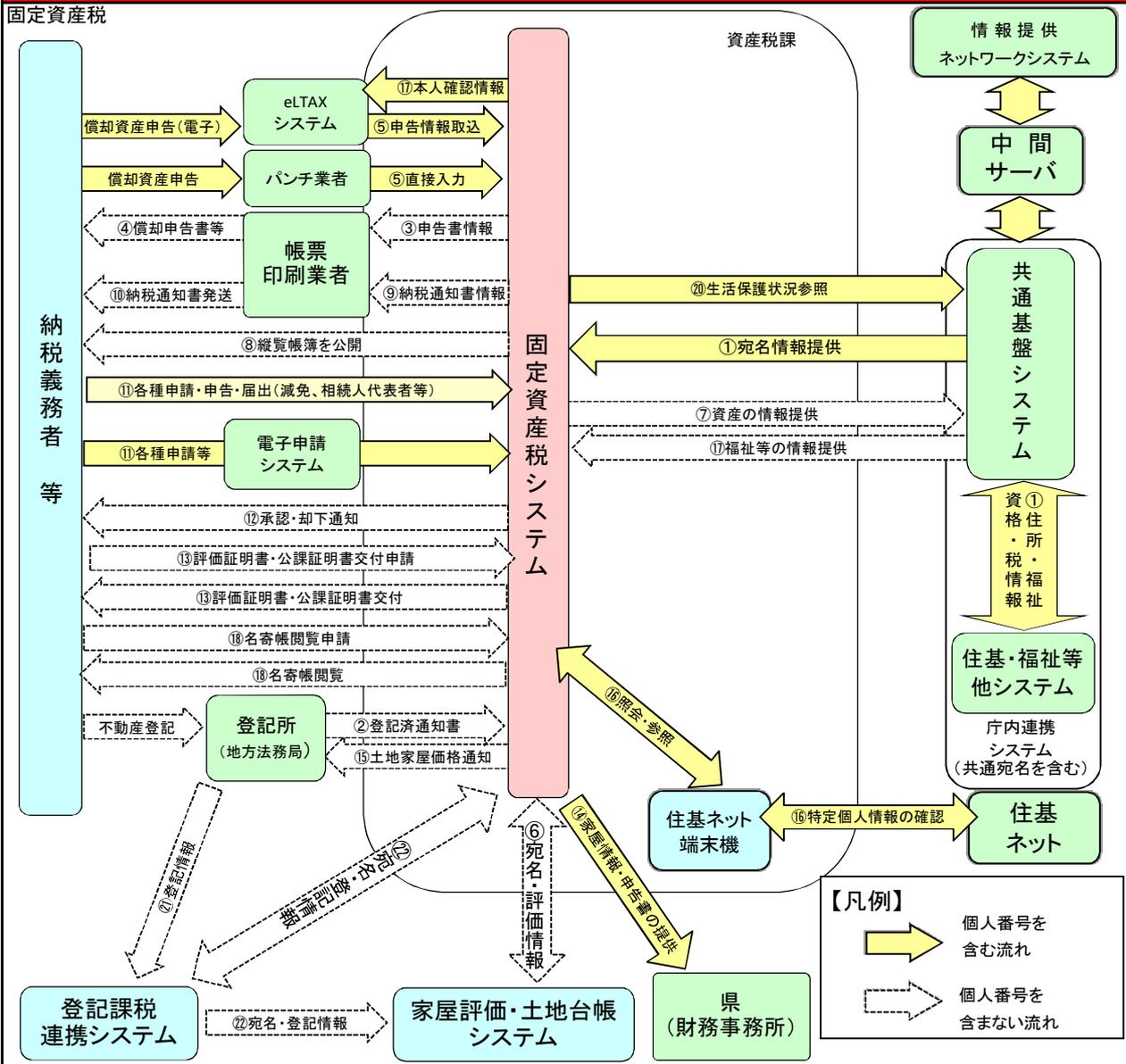


【凡例】
 個人番号を含む流れ
 個人番号を含まない流れ

(備考)

- ① 住所情報(住民登録者・住民登録外者)を照会する。
- ② 軽自動車税申告書(原動機付自転車、小型特殊自動車)を受理し、軽自動車税システムへ入力する。
- ③ 軽自動車税申告書を受理する。[*軽自動車(三輪以上)は軽自動車検査協会、軽二輪車、二輪の小型自動車は自動車検査登録事務所]
- ④ 軽自動車検査協会等から軽自動車税申告書を静岡地方税滞納整理機構へ送付する。
- ⑤ 静岡地方税滞納整理機構が申告書からデータ化した定置場が浜松市の申告書情報及びイメージを媒体で受理する。
- ⑥ 受理した情報を軽自動車関係申告書データエントリーシステムで加工し、軽自動車税システムへ取り込む。
- ⑦ 軽自動車税システムから納税通知書等の情報を印刷業者に渡し、帳票印刷・封入封緘を行い発送する。
- ⑧ 減免申請書(身体障害者、公益、構造)を受理する。
- ⑨ 電子申請された減免申請(身体障害者継続減免)を受理する。
- ⑩ 減免申請書を審査し、決定又は継続確認通知を送付する。
- ⑪ 所有者が死亡した場合は「名義変更の依頼通知書」、所有者が転出した場合は「住所変更の届出依頼書」を送付する。
- ⑫ 課税の更正をした場合は、更正内容を記した「更正のおしらせ」を納税義務者に送付する。
- ⑬ 他市区町村から軽自動車税課税内容の照会があった場合は、軽自動車税システムを参照し回答する。
- ⑭ 他市区町村の登録車両を浜松市で廃車受付した場合は、その内容を当該市区町村に通知する。
- ⑮ 官公署からの協力要請・調査等があった場合は、軽自動車税システムを参照し回答する。
- ⑯ 庁内他システムから軽自動車税の減免に必要な情報(生活扶助・障害者等)の提供を受ける。
- ⑰ 住民登録がない者の個人番号を住基ネット端末から照会・参照し、軽自動車税システムに反映する。

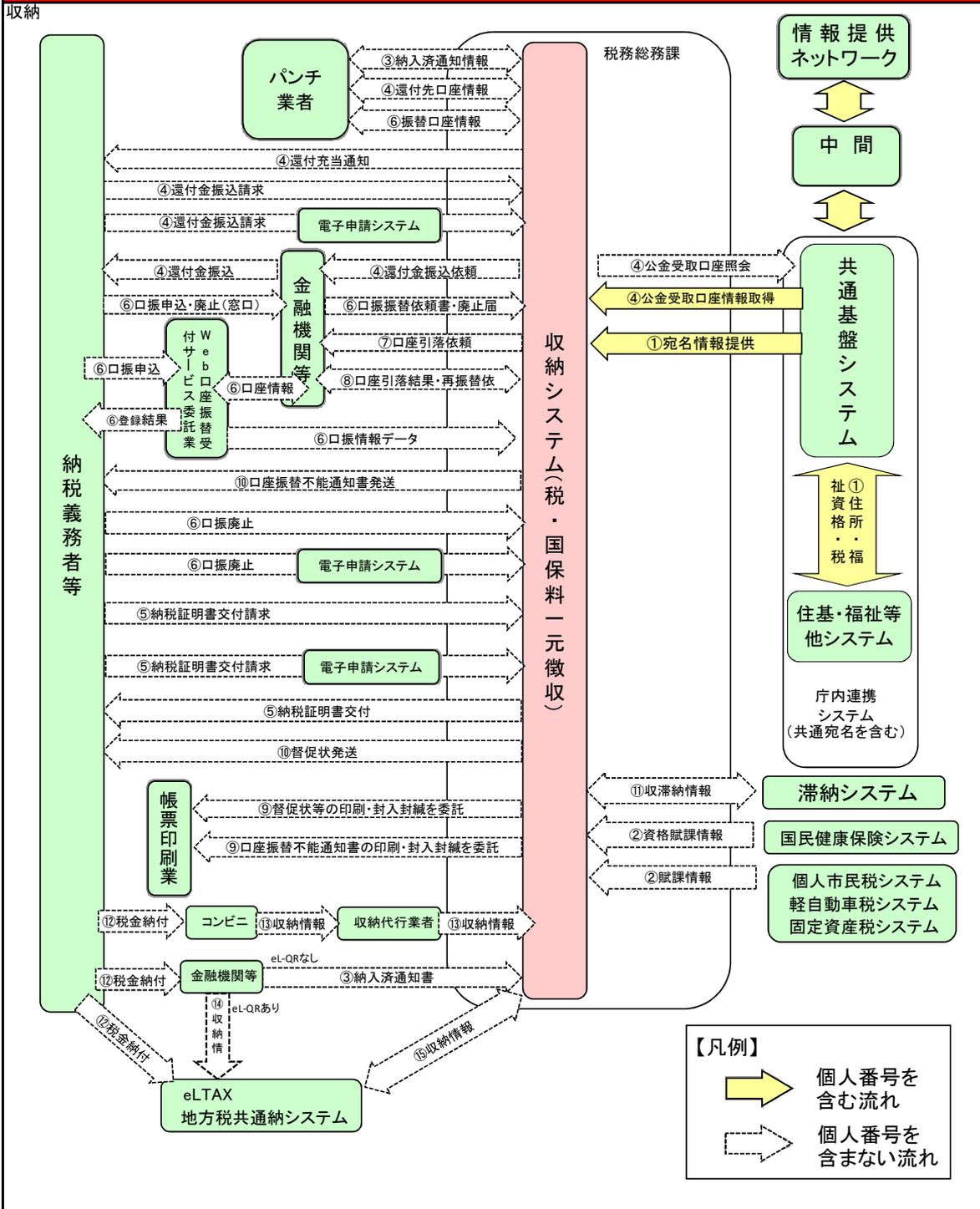
(別添1) 事務の内容



(備考)

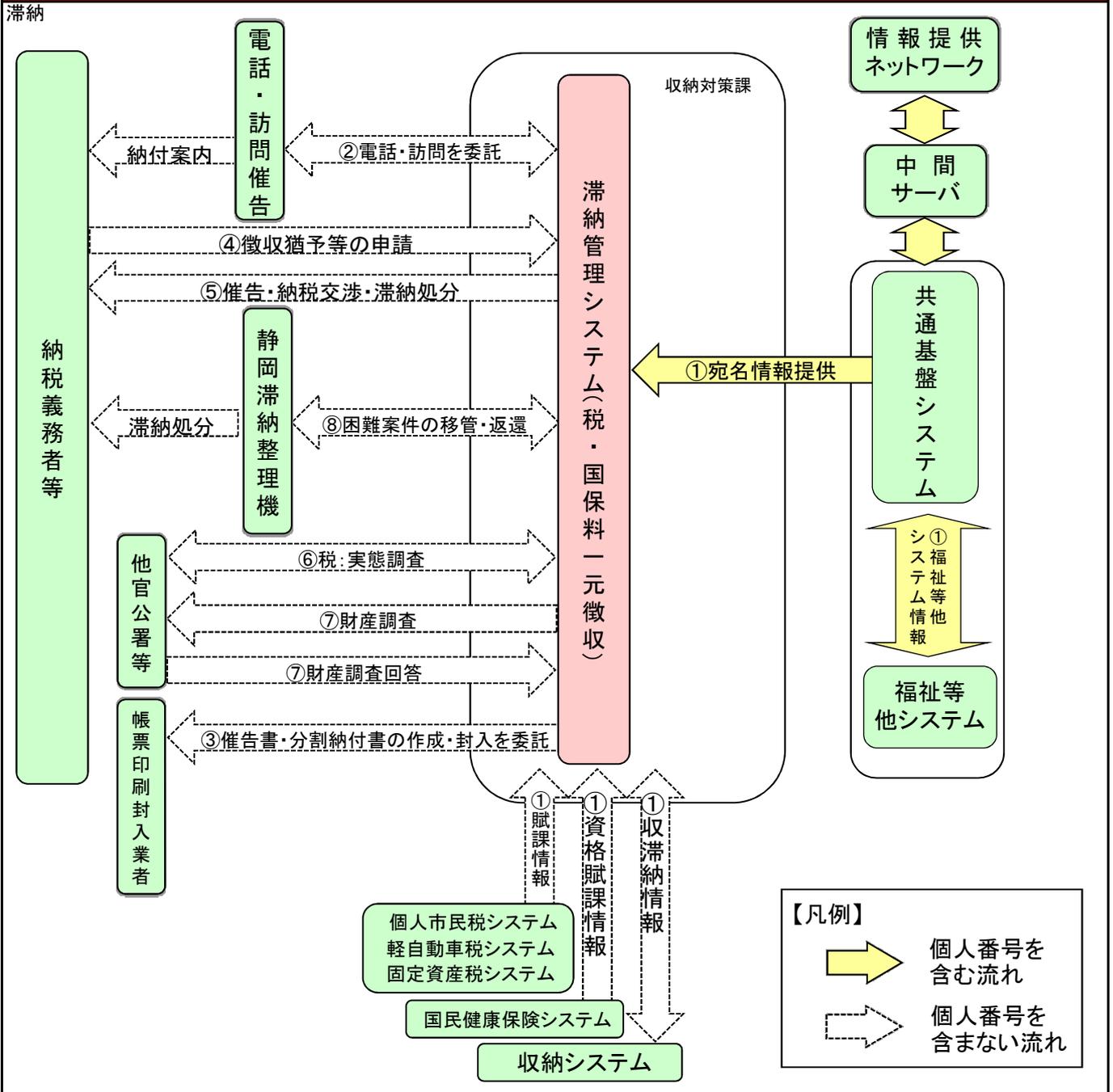
- ① 住所情報(住民登録者・住民登録外者)を照会する。
- ② 登記済通知書等から土地・家屋課税台帳を整備・修正する。
- ③ 償却資産申告書等の作成用データを印刷業者に渡す。
- ④ 償却資産申告書及び申告に関する通知を送付する。
- ⑤ 償却資産申告書を基に償却資産課税台帳を整備する。
- ⑥ 家屋評価・土地台帳システムで作成した宛名・評価データを固定資産税システムに連携する。
- ⑦ 庁内他システムへデータを提供する。
- ⑧ 縦覧帳簿を作成し、納税義務者へ公開する。
- ⑨ 固定資産税システムから、納税通知書データを委託業者に渡し、納税通知書等を作成する。
- ⑩ 納税通知書を納税義務者に送付する。
- ⑪ 各種申請・申告・届出書を受理する。
- ⑫ ⑪で受付した申請・申告・届出について審査を行い減免については承認又は却下の決定をする。
- ⑬ 納税義務者等からの申請により、固定資産税に関する各種証明書を交付する。
- ⑭ 県に不動産取得税申告書を送付する。県に不動産取得税用の家屋データを提供する。
- ⑮ 法務局に土地・家屋価格通知情報を提供する。
- ⑯ 住民登録がない者についてオンラインの住基ネット端末から個人番号・住所・氏名等を照会・参照し、職員が固定資産税システムに入力する。また、媒体を介して個人端末に本人確認情報の取込みを行う。
- ⑰ 福祉等の他システムから固定資産税に必要な情報提供(生活保護等)を受ける。
- ⑱ 固定資産税名寄帳を交付する。
- ⑲ eLAXシステムへ個人事業主の本人確認用データを提供する。
- ⑳ 中間サーバ経由で情報提供ネットワークシステムに納税義務者の他自治体での生活保護受給状況を参照する。
- ㉑ 法務局から提供された登記情報を登記課税連携システムに取り込む。
- ㉒ 登記課税連携システムで整備した宛名・登記情報を各システムに連携する。

(別添1) 事務の内容



- (備考)
- ① 住所情報(住民登録者・住民登録外者)を照会する。
 - ② 個人住民税システム等から賦課情報を受け取り、納付すべき額(調定額)を記録する。
 - ③ 領収済通知書等を元に納付された額を記録する。
 - ④ 過誤納金が発生した場合、納税義務者等へ通知し、還付・充当する。なお、還付対象者が希望する場合は、公金受取口座情報を取得する。
 - ⑤ 納税義務者等の申請により、納税証明書を交付する。
 - ⑥ 口座振替情報の登録・変更・取消を行う。
 - ⑦ 金融機関に口座振替依頼し、振替結果を収納システムに記録する。
 - ⑧ 口座振替結果をもとに、再振替依頼を行い、振替結果を収納システムに記録する。
 - ⑨ 収納システムで抽出処理された情報をもとに、督促状や口座振替不能通知等の帳票印刷・封入封緘を行う。
 - ⑩ 納期限を過ぎて納付されない納税義務者等へ督促状等を送付する。
 - ⑪ 滞納整理事務のため収納情報を滞納システムに提供し、また滞納システムから処分情報等を取り込む。
 - ⑫ 納税義務者が納付手段を選択し納付を行う。
 - ⑬ コンビニ店舗で受けた納付データ情報を、収納代行事業者がとりまとめて市へ送信する。
 - ⑭ eLQR付納付書の場合、金融機関はeLQRを読み取り、共通納税システムに納付情報データを送信する。
 - ⑮ 納税義務者が共通納税システムで納付を行うため、市が事前に納付書情報をアップロードし、納付が行われた際には、地方税共同機構が納付情報データを送信する。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①住登宛名情報、住登外宛名情報、賦課情報、収納情報等を、関連システムから取得する。
- ②納期限後の早期対応として電話、訪問催告を委託する。
- ③分割納付書の作成、催告書の印刷、封入を委託する。
- ④納税義務者(納付義務者)から徴収猶予等の申請があった場合、資力情報等を参照の上、承認するか判断の上通知する。
- ⑤督促後、納税者(納付者)からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。
- ⑥滞納処分に必要な情報を取得するため、他官公署に実態調査を行う。
他官公署から実態調査の依頼があった場合、実態調査の回答を作成する。
- ⑦滞納処分に必要な情報を取得するため、金融機関等に財産調査を行う。
- ⑧税の処理困難案件について、静岡地方税滞納整理機構に移管(返還)する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人のうち、確定申告書・市民税県民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書等の課税資料の提出があった者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号: 課税情報を正確に特定し、賦課するために保有する。</p> <p>その他識別番号: 浜松市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。</p> <p>基本4情報: 賦課期日時点の氏名・住所等の管理、納税通知書の送付先情報として保有する。</p> <p>その他住民票関係情報: 納税義務者と配偶者及び扶養者との関係を把握するため保有する。</p> <p>国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 個人住民税賦課に必要なため保有する。</p> <p>生活保護・社会福祉関係情報: 賦課期日現在の非課税判定のため保有する。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	浜松市 財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、介護保険課、国保年金課、障害保健福祉課、福祉総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (事業所、年金保険者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンター、LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1 本人及び本人の代理人等からの入手 課税資料(確定申告書等・市民税県民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)の受付時 2 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携、介護保険システム・国保年金システム・障害システム・生活保護システムは随時 3 他機関から入手 年金保険者より毎年5月に特別徴収対象者データ、毎年9月に特別徴収税額通知の処理結果を受け取る。また、特別徴収処理停止通知を毎月、特別徴収結果通知を隔月で受け取る。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 5 情報提供ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	地方税法第24条及び第294条に定められた納税義務者について、番号法第9条に基づいて適正かつ公平な課税事務を行うため。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2、第45条の3、45条の3の2、第45条の3の3及び第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3に明示	
⑥使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な賦課計算を行うため	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、各区区民生活課等
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 課税資料受付事務 課税資料(確定申告書等・市民税県民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)に記載された個人番号から内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2 賦課決定・更正事務 課税資料合算時や被扶養者の特定時に同一人物と判断するためにキー項目として利用する。また、電子データで送達する特別徴収税額通知書に記載する。 3 調査事務 被扶養者の所得状況の調査に利用する。 生活保護受給情報、障害者手帳情報について照会を行い、非課税判定等を行う。
	情報の突合 ※	課税資料を取り込む際に課税対象者の宛名情報を統合宛名システムの個人番号と突合する
	情報の統計分析 ※	「市町村税課税状況等の調」等の統計を行っているが、特定の個人を判別するような統計は行っていない
	権利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税及び森林環境税の賦課決定・更正
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	給与支払報告書関連事務業務	
①委託内容	紙媒体の課税資料(給与支払報告書・給与所得者異動届出書等)の電子データ化(ハンナ)及びオンライン入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書・給与所得者異動届出書等に記載がある者	
その妥当性	税の賦課業務執行に必要なため。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

委託事項2～5			
委託事項2	システム保守業務		
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	システムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (データセンター内のサーバ室にてシステムの直接操作、税務システム端末) の直接操作		
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	システム保守会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項	
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。	

委託事項3		eLTAXシステムの運用管理業務
①委託内容		eLTAXシステムの運用管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	eLTAXシステムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		システム運用管理会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		電子申請システムの運用保守業務
①委託内容		電子申請システムの運用保守に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	税の賦課業務執行に必要なため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		システム運用保守会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない
提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める情報照会者(別紙1)
①法令上の根拠	(別紙1)提供先一覧に記載。
②提供先における用途	(別紙1)提供先一覧に記載。
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報ネットワークにより随時提供

提供先2～5	
提供先2	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校職員共済組合、警察職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7第1項、第321の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払いをする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN) </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法316条の規定によって、浜松市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法316条の規定によって、浜松市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN) </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に随時送付する。

提供先4	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政団体、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税及び森林環境税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	5月ほか随時(特別徴収税額通知)
提供先5	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため。
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	浜松市に対して電子申告を行った者のうち、浜松市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (随時)
⑦時期・頻度	

移転先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、別紙2を参照。
①法令上の根拠	(別紙2)移転先一覧に記載。
②移転先における用途	(別紙2)移転先一覧に記載。
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・入室が許可された者のみを物理的にアクセス可能とすることで機密性を確保し、さらに大規模災害時等の可用性が担保されたデータセンター内のサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ・庁外のデータセンターを利用する場合は以下の条件を満たしていることを前提としている。 ①ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ②セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ③日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・サーバへのアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに認証したユーザに対する認可機能(処理権限の付与)があるため、そのユーザがシステム上で利用できる範囲を制限している。また、ログインしたユーザのログ監査(操作記録の監査)を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[10年以上20年未満]</p>
<p>その妥当性</p>	<p>地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要である。また浜松市文書規定により10年間保存としている。</p>

<p>③消去方法</p>	<p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><浜松市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・庁内に設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際は、特定個人情報を保存するシステムのハードウェア事業者が、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はISO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破棄が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
	<p>7. 備考</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

課税年度	一般株式等譲渡所得	支払金額
宛名番号	上場株式等譲渡所得	医療費支払額
個人番号	上場株式配当所得	医療費補填額
更新年月日	先物取引所得	新生命保険料
更新職員ID	山林所得特別控除前	旧生命保険料
課税所得情報	山林所得特別控除	新個人年金保険料
課税区分	山林所得	旧個人年金保険料
申告区分	退職所得	介護医療保険料
事業所番号	特例適用配当等所得	地震保険料
資料管理番号	特例適用利子等所得	旧長期損害保険料
控除対象配偶者区分	条約適用配当等所得	寄附金支払額 (都道府県・市町村)
本人該当	条約適用利子等所得	寄附金支払額 (共同募金・日赤・特例対象外)
配偶者未成年区分	変動所得	寄附金支払額 (市条例指定)
障害区分	前年変動所得	寄附金支払額 (県条例指定)
老人・勤労学生区分	前々年変動所得	寄附金支払額 (申告特例)
寡婦・寡夫・ひとり親区分	臨時所得	控除額
扶養人数	平均課税対象額	雑損控除
特定	免税所得	医療費控除
年少	非課税所得	社会保険料控除
同居老親	特例肉用牛価格	小規模共済掛金控除
老人	特例肉用牛所得	生命保険料控除
その他	総合純損繰越控除	地震保険料控除
扶養障害人数	先物純繰越損失	寄附金控除
特別障害者人数	特定居住純繰越控除	老年人控除
普通障害者人数	山林純損繰越控除	寡婦・寡夫控除
県民税	雑損繰越控除	ひとり親控除
均等割額	土地等繰越控除	勤労学生控除
所得割額	株式等譲渡繰越控除	障害者控除
市民税	上場株式配当繰越控除	配偶者控除
均等割額	総所得金額等	配偶者特別控除
所得割額	合計所得金額	扶養控除
森林環境税	課税標準額	基礎控除
森林環境税額	総合課税	配偶者の合計所得金額
年税額	分離短期一般課税	専従者控除合計額
普通徴収	分離短期軽減課税	税額控除等
給与特別徴収	分離長期一般課税	配当控除
年金特別徴収	分離長期特定課税	投資・リース税額控除
所得金額	分離長期軽減課税	住宅借入金等特別控除
営業等所得	一般株式等譲渡課税	政党等寄附金等特別控除
農業所得	上場株式等譲渡課税	住宅耐震改修特別控除
その他事業所得	上場株式等配当課税	災害減免額
不動産所得	先物取引課税	外国税額控除
利子所得	山林課税	配当割
株式配当所得	退職課税	株式譲渡所得割
他証券配当所得	特例肉用牛課税	青色申告特別控除
外貨証券配当所得	収入金額	専従者給与控除額
その他配当所得	営業等収入	電子証明等特別控除
少額配当所得	農業収入	住宅借入金等特別控除可能額
給与所得	その他事業収入	住宅借入金等特別控除見込額
特定支出の額	不動産収入	外国税額控除限度額
特定支出控除	利子収入	市外国税額控除最大値
所得金額調整控除第1項	配当収入	県外国税額控除最大値
所得金額調整控除第2項	給与収入	市民税調整控除
公的年金所得	専従者給与収入	県民税調整控除
公的年金以外合計所得金額	租税条約給与収入	市民税減免額
業務雑所得	公的年金収入	県民税減免額
その他雑所得	業務雑収入	森林環境税減免額
雑所得計	その他雑収入	定額減税
総合短期譲渡所得	総合短期譲渡収入	定額減税除外人数
総合長期譲渡所得	総合長期譲渡収入	市定額減税額
一時所得	一時収入	県定額減税額
総合譲渡一時所得計	分離短期譲渡一般収入	
分離短期譲渡一般特別控除前	分離短期譲渡軽減収入	
分離短期譲渡一般特別控除	分離長期譲渡一般収入	
分離短期譲渡一般所得	分離長期譲渡特定収入	
分離短期譲渡軽減特別控除前	分離長期譲渡軽減収入	
分離短期譲渡軽減特別控除	分離長期譲渡居住収入	
分離短期譲渡軽減所得	一般株式等譲渡収入	
分離長期譲渡一般特別控除前	上場株式等譲渡収入	
分離長期譲渡一般特別控除	上場株式配当収入	
分離長期譲渡一般所得	先物取引収入	
分離長期譲渡特定特別控除前	山林収入	
分離長期譲渡特定特別控除	退職収入	

[別紙1] II. ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル) - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)
 <地方税関係情報の提供先一覧>

項番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下この表において「命令」という。)第2条表の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって命令第3条で定められた用途
2	全国健康保険協会	命令第2条表の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第4条で定められた用途
3	健康保険組合	命令第2条表の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第5条で定められた用途
4	総務大臣又は都道府県知事	命令第2条表の4項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって命令第6条で定められた用途
5	厚生労働大臣	命令第2条表の5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって命令第7条で定められた用途
6	全国健康保険協会	命令第2条表の7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第9条で定められた用途
7	都道府県知事	命令第2条表の11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって命令第13条で定められた用途
8	都道府県知事	命令第2条表の13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって命令第15条で定められた用途
9	市町村長	命令第2条表の15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって命令第17条で定められた用途
10	都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって命令第22条で定められた用途
11	市町村長	命令第2条表の28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって命令第30条で定められた用途
12	市町村長	命令第2条表の37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第39条で定められた用途
13	都道府県知事	命令第2条表の39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第41条で定められた用途
14	都道府県知事等	命令第2条表の42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定められた用途
15	市町村長	命令第2条表の48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの
16	都道府県知事	命令第2条表の49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって命令第51条で定められた用途
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって命令第55条で定められた用途
18	日本私立学校振興・共済事業団	命令第2条表の57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって命令第59条で定められた用途
19	厚生労働大臣又は共済組合等	命令第2条表の58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって命令第60条で定められた用途
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	命令第2条表の59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって命令第61条で定められた用途
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	命令第2条表の63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって命令第65条で定められた用途
22	国家公務員共済組合	命令第2条表の65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって命令第67条で定められた用途
23	国家公務員共済組合連合会	命令第2条表の66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第68条で定められた用途
24	市町村長又は国民健康保険組合	命令第2条表の69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第71条で定められた用途
25	厚生労働大臣	命令第2条表の73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって命令第75条で定められた用途
26	市町村長	命令第2条表の75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第77条で定められた用途

27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて命令第78条で定められた用途
28	都道府県知事等	命令第2条表の81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて命令第83条で定められた用途
29	地方公務員共済組合	命令第2条表の83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて命令第85条で定められた用途
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	命令第2条表の84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて命令第86条で定められた用途
31	市町村長	命令第2条表の86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて命令第88条で定められた用途
32	市町村長	命令第2条表の87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて命令第89条で定められた用途
33	都道府県知事	命令第2条表の88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて命令第90条で定められた用途
34	都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて命令第91条で定められた用途
35	都道府県知事等	命令第2条表の90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて命令第92条で定められた用途
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	命令第2条表の91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて命令第93条で定められた用途
37	都道府県知事等	命令第2条表の92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて命令第94条で定められた用途
38	市町村長	命令第2条表の96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて命令第98条で定められた用途
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	命令第2条表の98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて命令第100条で定められた用途
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む)	命令第2条表の106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であつて命令第108条で定められた用途
41	市町村長	命令第2条表の108項	災害甲慰金の支給等に関する法律による災害甲慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて命令第110条で定められた用途
42	後期高齢者医療広域連合	命令第2条表の115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて命令第117条で定められた用途
43	特定優良賃貸住宅の供給の推進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設お飛び管理を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて命令第126条で定められた用途
44	都道府県知事等	命令第2条表の125項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であつて命令第127条で定められた用途
45	厚生労働大臣	命令第2条表の129項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて命令第131条で定められた用途
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	命令第2条表の130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて命令第132条で定められた用途
47	市町村長	命令第2条表の132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて命令第134条で定められた用途
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の市長	命令第2条表の137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて命令第139条で定められた用途
49	厚生労働大臣	命令第2条表の138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて命令第140条で定められた用途
50	独立行政法人農業者年金基金	命令第2条表の140項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて命令第142条で定められた用途
51	独立行政法人日本学生支援機構	命令第2条表の141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて命令第143条で定められた用途
52	厚生労働大臣	命令第2条表の142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて命令第144条で定められた用途

53	都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって命令第146条で定められた用途
54	総務大臣	命令第2条表の147項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第149条で定められた用途
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条表の151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって命令第153条で定められた用途
56	厚生労働大臣	命令第2条表の152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって命令第154条で定められた用途
57	市町村長	命令第2条表の155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって命令第157条で定められた用途
58	厚生労働大臣	命令第2条表の156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって命令第158条で定められた用途
59	都道府県知事	命令第2条表の158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって命令第160条で定められた用途
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	命令第2条表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって命令第162条で定められた用途
61	都道府県知事等	命令第2条表の161項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって命令第163条で定められた用途
62	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第165条で定められた用途
63	都道府県知事	命令第2条表の164項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって命令第166条で定められた用途
64	都道府県知事	命令第2条表の165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって命令第167条で定められた用途
65	都道府県知事	命令第2条表の166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって命令第168条で定められた用途
66	文部科学大臣	命令第2条表の167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって命令第169条で定められた用途
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条表の168項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって命令第170条で定められた用途
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条表の169項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって命令第171条で定められた用途
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条表の170項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって命令第172条で定められた用途
70	文部科学大臣	命令第2条表の171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって命令第173条で定められた用途
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条表の172項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって命令第174条で定められた用途
72	都道府県知事	命令第2条表の173項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって命令第175条で定められた用途

【別紙2】Ⅱ. ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)
 <地方税関係情報の移転先一覧>

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	児童相談所、健康増進課	番号法別表項番8、番号法第9条第2項に基づく条例	里親認定・登録関係事務及び児童入所施設等措置・障害児施設措置・障害児入所給付関係事務、療育・小児慢性医療関係事務
2	障害保健福祉課	番号法別表項番9、番号法第9条第2項に基づく条例	障害児通所給付等
3	子育て支援課	番号法別表項番10、番号法第9条第2項に基づく条例	児童相談事務
4	健康増進課、健康医療課	番号法別表項番14、番号法第9条第2項に基づく条例	予防接種に関する事務
5	障害保健福祉課、障害者更正相談所	番号法別表項番20、番号法第9条第2項に基づく条例	身体障害者手帳交付事務
6	障害保健福祉課	番号法別表項番21、番号法第9条第2項に基づく条例	身体障害者福祉法に関する事務
7	障害保健福祉課	番号法別表項番22、番号法第9条第2項に基づく条例	精神保健及び精神障害者福祉に関する事務
8	福祉総務課	番号法別表項番23、番号法第9条第2項に基づく条例	生活保護関係事務
9	市民税課、資産税課、収納対策課	番号法別表項番24、番号法第9条第2項に基づく条例	個人住民税、固定資産税、軽自動車税関係事務及び税の滞納管理に関する事務
10	住宅課	番号法別表項番27、項番35、番号法第9条第2項に基づく条例	公営住宅・改良住宅に関する事務
11	国保年金課	番号法別表項番44、番号法第9条第2項に基づく条例	国民健康保険事務
12	国保年金課	番号法別表項番46、番号法第9条第2項に基づく条例	国民年金関係事務
13	障害保健福祉課	番号法別表項番51、番号法第9条第2項に基づく条例	知的障害者福祉法に関する事務
14	危機管理課	番号法別表項番55、番号法第9条第2項に基づく条例	被災者台帳作成事務
15	子育て支援課	番号法別表項番56、番号法第9条第2項に基づく条例	児童扶養手当に関する事務
16	高齢者福祉課	番号法別表項番61、番号法第9条第2項に基づく条例	高齢者施設入所に関する事務
17	子育て支援課	番号法別表項番63、番号法第9条第2項に基づく条例	母子寡婦資金貸付に関する事務
18	子育て支援課	番号法別表項番64、番号法第9条第2項に基づく条例	母子家庭福祉に関する事務
19	子育て支援課	番号法別表項番65、番号法第9条第2項に基づく条例	母子家庭自立支援給付金に関する事務
20	障害保健福祉課	番号法別表項番66、番号法第9条第2項に基づく条例	特別児童扶養手当
21	障害保健福祉課	番号法別表項番67、番号法第9条第2項に基づく条例	障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事務
22	健康増進課	番号法別表項番70、番号法第9条第2項に基づく条例	母子保健法に関する事務
23	子育て支援課	番号法別表項番81、番号法第9条第2項に基づく条例	児童手当に関する事務
24	人事課	番号法別表項番81、番号法第9条第2項に基づく条例	職員の児童手当に関する事務
25	国保年金課	番号法別表項番85、番号法第9条第2項に基づく条例	後期高齢者医療保険に関する事務
26	福祉総務課	番号法別表項番95、番号法第9条第2項に基づく条例	中国残留邦人関係事務
27	介護保険課	番号法別表項番100、番号法第9条第2項に基づく条例	介護保険関係事務
28	生活衛生課	番号法別表項番105、番号法第9条第2項に基づく条例	感染症予防に関する事務
29	国保年金課	番号法別表項番116、番号法第9条第2項	特定障害給付金に関する事務
30	障害保健福祉課	番号法別表項番117、番号法第9条第2項に基づく条例	障害者自立支援に関する事務
31	健康増進課	番号法別表項番131、番号法第9条第2項に基づく条例	難病医療に関する事務

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(4月1日)時点において、浜松市に軽自動車(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の定置場を有する者
その必要性	軽自動車税の公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 申告情報の個人を正確に特定し、賦課するために保有(参照)する。 その他識別情報: 浜松市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報: 通知書等の送付先情報として保有する。 地方税関係情報: 車体情報を保有する。 生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	浜松市 財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、障害保健福祉課、福祉総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村・静岡地方税滞納整理機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1 本人及び本人の代理人等からの入手 申告書の受付時 2 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携、障害システム・生活保護システムは随時 3 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 4 情報提供ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	地方税法第463条の19に基づき、本人からの申告書、又は軽自動車検査協会及び陸運事務所からの異動通知より入手する。	
⑤本人への明示	地方税法第463条の19による。	
⑥使用目的 ※	正確で迅速な課税を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、税務総務課、収納対策課、各区区民生活課等
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		減免判定等 生活保護受給情報、障害者手帳情報について照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。
	情報の突合 ※	業務間連携システムを介し、軽自動車税賦課情報ファイルと内部番号で突合、更新する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できるような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	税額の決定、減免の決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 2) 件
委託事項1	システム保守業務
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	システムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (データセンター内のサーバ室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	システム保守会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項2～5		
委託事項2	電子申請システムの運用保守業務	
①委託内容	電子申請システムの運用保守に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性 税の賦課業務執行に必要なため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	システム運用保守会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・入室が許可された者のみを物理的にアクセス可能とすることで機密性を確保し、さらに大規模災害時等の可用性が担保されたデータセンター内のサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ・庁外のデータセンターを利用する場合は以下の条件を満たしていることを前提としている。 ①ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ②セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ③日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・サーバへのアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに認証したユーザに対する認可機能(処理権限の付与)があるため、そのユーザがシステム上で利用できる範囲を制限している。また、ログインしたユーザのログ監査(操作記録の監査)を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: center;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[10年以上20年未満]</p> <p>その妥当性 地方税法第17条の5により、課税より5年間経過までは保管が必要かつ浜松市文書規定により10年間保存としている。</p>

<p>③消去方法</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。)・庁内に設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際は、特定個人情報を保存するシステムのハードウェア事業者が、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はISO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破壊が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
	<p>7. 備考</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税課税ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

軽自動車管理番号

軽自動車情報

標識番号

車種コード

型式

車台番号

排気量

定置場住所

登録年月日

消滅(廃車)年月日

認定番号

所有者宛名番号

所有者番号の個人番号(※)

所有者番号の法人番号(※)

使用者宛名番号

使用者番号の個人番号(※)

使用者番号の法人番号(※)

納税義務者宛名番号

納税義務者の個人番号(※)

納税義務者の法人番号(※)

減免情報

課税情報

賦課年度

課税年度

課税区分

課税額

更新職員ID

更新年月日

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、浜松市に土地又は家屋、有形償却資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	固定資産税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 課税情報の個人を正確に特定し、賦課するために保有(参照)する。 その他識別情報: 浜松市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報: 通知書等の送付先情報として保有する。 地方税関係情報: 課税情報を保有する。 生活保護・社会福祉関係情報、災害関係情報: 減免にかかる判定を行うために保有(参照)する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	浜松市 財務部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区区民生活課、福祉総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1 本人及び本人の代理人等からの入手 各種申告や届出の受付時 2 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携、生活保護システムは随時 3 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 4 情報提供ネットワークシステム・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	地方税法第343条に定められた納税義務者について、番号法第9条に基づいて公平かつ適正な課税事務を行うために個人番号を入手する。	
⑤本人への明示	地方税法第343条に明示	
⑥使用目的 ※	正確で迅速な課税を行うため。 固定資産課税台帳や土地・家屋の名寄帳をより正確に効率よく作成する。 申告や届出書の提出の際に、効率的に本人確認を行う。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、各区区民生活課等
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 課税資料受付事務 各種申告書等に記載された個人番号から内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2 調査事務 生活保護受給情報について照会を行い、減免判定等を行う。 納税義務者情報の調査のために使用する。
	情報の突合 ※	住基情報から取得した宛名情報と、税務システム(宛名システム)の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	固定資産の保有の有無及び評価額に基づき、固定資産税・都市計画税の税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	償却資産申告書のデータ作成	
①委託内容	提出された申告書を元に固定資産税システムで利用できる電子データファイルを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	償却資産を所有する個人事業者	
その妥当性	短期間で正確にデータ作成することができる。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

委託事項2～5			
委託事項2	システム保守業務		
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	システムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (データセンター内のサーバ室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	システム保守会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項 	
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。	

委託事項3		eLTAXシステムの運用管理業務
①委託内容		eLTAXシステムの運用管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」のうち有形償却資産を所有する者。
	その妥当性	eLTAXシステムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		システム運用保守会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

提供先2～5	
提供先2	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	浜松市に対して電子申告を行った者のうち、浜松市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (随時)
⑦時期・頻度	随時

③消去方法	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・庁内に設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際は、特定個人情報を保存するシステムのハードウェア事業者が、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はISO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破棄が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
	7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

賦課年度	家屋課税情報	家屋課税情報
土地課税情報	相当年度	家屋課税標準額情報
物件番号	物件番号	特例課税標準額情報
土地登記情報	棟番号	軽減税額情報
所在地番号	家屋登記情報	減免税額情報
表示事由／表示年月日(受付、原因)	表示事由／表示年月日(受付、原因)	不均一課税情報(標準化後の次期システム)
表示受付番号(標準化後の次期システム)	表示受付番号(標準化後の次期システム)	税相当額
権利事由／権利年月日(受付、原因)	権利事由／権利年月日(受付、原因)	償却情報
権利受付番号(標準化後の次期システム)	権利受付番号(標準化後の次期システム)	償却申告情報
所有者宛名番号	所有者宛名番号	義務者宛名番号
個人番号／法人番号(※1)	個人番号／法人番号(※1)	行政区
登記区分	登記区分	納税者ID
登記名義人氏名	所在地番号	個人番号／法人番号(※1)
登記名義人住所	家屋番号	相当年度
登記地目	登記名義人氏名	屋号
登記地積	登記名義人住所	産業分類
台帳番号	登記階層情報	資本金
不動産番号(標準化後の次期システム)	登記床面積情報	事業開始日
整理番号(標準化後の次期システム)	登記種類	事業終了日
登記作成年月日(標準化後の次期システム)	登記構造	申告書送付区分
発行番号(標準化後の次期システム)	登記屋根	申告状況
土地現況情報	画地番号	申告書送付日
異動事由／異動年月日	建物番号	申告書受付日
更正事由／更正年月日(標準化後の次期システム)	部屋番号	合算先義務者宛名番号
義務者宛名番号	台帳番号	税理士情報(標準化後の次期システム)
個人番号／法人番号(※1)	明細番号(標準化後の次期システム)	償却集計情報
現況地目	不動産番号(標準化後の次期システム)	義務者宛名番号
現況地積	整理番号(標準化後の次期システム)	行政区
評価区分	登記作成年月日(標準化後の次期システム)	個人番号／法人番号(※1)
画地番号	発行番号(標準化後の次期システム)	相当年度
評価額	建物名称(標準化後の次期システム)	申告区分
特定市街化農地情報	敷地権情報(標準化後の次期システム)	償却種類コード
土地非課税情報(課税免除情報 含む)	家屋現況情報	前年取得価格
土地特例情報	異動事由／異動年月日	前年中減少価格
土地軽減情報	更正事由／更正年月日(標準化後の次期システム)	前年中取得価格
土地減免情報	義務者宛名番号	取得価格合計
仮換地情報	個人番号／法人番号(※1)	評価額
土地画地情報	現地調査状況	決定価格
相当年度	現地調査日	課税標準額
画地地積	現況種類情報	特例課税標準額
評価年度	現況構造情報	税相当額(標準化後の次期システム)
正面路線価情報	現況屋根情報	償却特例情報
側方Ⅰ路線価情報	工法	償却軽減情報
側方Ⅱ路線価情報	評価替区分	償却減免情報
2方路線価情報	評価種類	償却不均一課税情報(標準化後の次期システム)
標準地情報	建築年月日	賦課情報
所要補正情報	現況床面積情報	通知書番号
mあたり評点数	調査評点数情報	算出税額
土地課税標準額情報	再建築総評点数情報	差引税額
土地課税標準額情報	評価建築年	当初賦課区分
下落率	減失情報(標準化後の次期システム)	期別
負担水準情報	増改築情報(標準化後の次期システム)	納期限日
負担調整率情報	補正率情報	期別税額
特例課税標準額情報	理論評価額	年税額
軽減税額情報	強制評価額	国保用税額
減免税額情報	決定価格	
不均一課税情報(標準化後の次期システム)	住宅戸数	
税相当額	県評価区分	
	概要調書用軽減情報	
	多構造評価連番	
	家屋非課税情報(課税免除情報 含む)	
	家屋特例情報	
	家屋軽減情報	
	家屋減免情報	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税(納付)義務者、納税承継人、納税管理人
その必要性	適正な収納管理業務実現のために、正確な個人特定を行う必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別番号(内部番号): 浜松市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報: 氏名・住所等を管理するため保有する。 市税等関係情報: 納付の元となる課税(調定)情報を保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	浜松市 財務部 税務総務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（各市区民生活課等） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構（機構）、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
③入手の時期・頻度	1 本人及び本人の代理人等からの入手 本人確認する際 2 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携 3 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 4 情報提供ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	公平・公正な徴収事務を執行する必要があるため。	
⑤本人への明示	他機関、情報提供ネットワークシステム等を通じた入手を行うことは番号法に明示されている。	
⑥使用目的 ※	確実に納税義務者の特定を行い、適正かつ公平な収納事務を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	収納対策課、税務総務課、市民税課、資産税課、国保年金課、各市区民生活課、各福祉事業所保険年金課・長寿保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	本人確認する際個人番号を利用する。	
	情報の突合 ※	住基情報から取得した宛名情報と、税務システム（宛名システム）の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	システム保守業務
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	システムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (データセンター内のサーバ室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	システム保守会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項
⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p><浜松市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室が許可された者のみを物理的にアクセス可能とすることで機密性を確保し、さらに大規模災害時等の可用性が担保されたデータセンター内のサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ・庁外のデータセンターを利用する場合は以下の条件を満たしていることを前提としている。 <p>①ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</p> <p>②セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</p> <p>③日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバへのアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに認証したユーザに対する認可機能(処理権限の付与)があるため、そのユーザがシステム上で利用できる範囲を制限している。また、ログインしたユーザのログ監査(操作記録の監査)を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータ</p>													
	②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>地方税法第18条により原則としては法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。しかしながら時効の中断・停止などにより時効の完成が延長されることがありえる。システム上一括で消去する際に、未納で時効が成立していない場合は除外する運用となり、20年以上保有する可能性がある。</p>												

<p>③消去方法</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p><浜松市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・庁内に設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際は、特定個人情報を保存するシステムのハードウェア事業者が、ディスク等に保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はISO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破棄が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
	<p>7. 備考</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

賦課年度(賦課決定された年度)

課税年度(本来課税すべき年度)

科目

期別

宛名番号

個人番号(※)

調定情報

調定額

納期限

納付情報

納付額

納付年月日

更新年月日

更新職員ID

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税(納付)義務者、納税承継人、納税管理人
その必要性	公平・公正な徴収を目的として、納税(納付)義務者の滞納整理を行う上で正確な個人特定を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号:滞納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別番号(内部番号):浜松市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報:氏名・住所等を管理するため保有する。 連絡先(電話番号等):市税等の徴収等において本人に連絡するため。 地方税、医療保険関係情報:徴収要件の確認、資力の把握、交渉の経過、滞納処分の状況を確認するため。 医療保険関係情報:滞納状況、納付状況に応じて保険証の種類(各種証情報:資格証、短期証、一般証)を変更するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	浜松市 財務部 収納対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (国民年金課、市民生活課、各区区民生活課、各福祉事業所の保険年金課又は長寿保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構(機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	1 本人及び本人の代理人等からの入手 申告書の受付時 2 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携 3 他機関からの入手 市税等の官公署等から滞納実態調査が必要となった都度 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 5 情報提供ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	公平・公正な徴収を執行する必要があるため。	
⑤本人への明示	地方税法、国民健康保険法等の規定がない場合は、本人から入手した情報については、その利用目的を本人へ明示する。 ①他機関、情報提供ネットワークシステム等を通じた入手を行うことは番号法に明示されている。 ②地方税等の滞納実態調査に係る各種情報については、地方税法第20条の11の条文が公表されている。 ③徴収猶予等については、地方税法第15条、国民健康保険法第77条、浜松市国民健康保険条例第24条の条文が公表されている。	
⑥使用目的 ※	地方税法等に基づく公平・公正かつ効率的な徴収事務を執行するため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	収納対策課、税務総務課、市民税課、資産税課、国保年金課、各区区民生活課、各福祉事業所の保険年金課又は長寿保険課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	本人確認する際個人番号を利用する。	
	情報の突合 ※	当該システムにおける内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	納税者(納付者)の市税等関係情報について、市税等の徴収に関する統計分析を行うが、特定の個人を判別する情報の統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	滞納管理システム保守管理業務
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	システムを安全かつ安定して稼働させるために専門知識を有する民間事業者へ委託する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (データセンター内のサーバ室にてシステムの直接操作、税務システム端末 の直接操作)
⑤委託先名の確認方法	浜松市情報公開条例による公文書の公開請求により確認することができる。
⑥委託先名	システム保守会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続きに関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項
⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・入室が許可された者のみを物理的にアクセス可能とすることで機密性を確保し、さらに大規模災害時等の可用性が担保されたデータセンター内のサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ・庁外のデータセンターを利用する場合は以下の条件を満たしていることを前提としている。 ①ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ②セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ③日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・サーバへのアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに認証したユーザに対する認可機能(処理権限の付与)があるため、そのユーザがシステム上で利用できる範囲を制限している。また、ログインしたユーザのログ監査(操作記録の監査)を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[20年以上]</p> <p>その妥当性 地方税法第18条により原則としては法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。しかしながら時効の中断・停止などにより時効の完成が延長されることがありえる。システム上一括で消去する際に、未納で時効が成立していない場合は除外する運用となり、20年以上保有する可能性がある。</p>

<p>③消去方法</p>	<p><浜松市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。) ・庁内に設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際は、特定個人情報を保存するシステムのハードウェア事業者が、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はISO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破壊が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
	<p>7. 備考</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

(1) 個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー) 居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

(2) 家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

(3) 課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消込区分、納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

(4) 交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、結果記録区分、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、担当者、部署

(5) 処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分日、差押氏名、差押住所、法令

(6) 分納ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期限自、誓約期限至、誓約月数、支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

標準化後の次期システム

滞納情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

宛名番号

個人番号(※)

財産情報

処分情報

分納情報

執行停止情報

財産区分

処分年月日

誓約年月日

停止年月日

処分解除年月日

誓約解除年月日

取消年月日

処分完了年月日

賦課年度

賦課年度

賦課年度

課税年度

課税年度

課税年度

科目

科目

科目

期別

期別

期別

更新年月日

更新職員ID

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル 軽自動車税情報ファイル 固定資産税情報ファイル 収納管理情報ファイル 滞納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムの連携機能により、許可外のシステムには連携されない仕組みとなっている。 ・個人番号カードや通知カード、身分証明書により、対象者本人であることを確認する。 <電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <マイナポータル申請管理における措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以外の情報登録ができないように、登録元業務システムにて入力項目等の制御を行っている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による必要な情報以外の入手を防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムの連携機能により、許可外のシステムには連携されない仕組みとなっている。 ・地方税賦課徴収に関する事務に必要な情報を入手しないよう、職員教育を徹底する。 ・市民からの情報入手元となる申請書等は、必要な情報のみを記載する様式とする。 <個人住民税申告ポータル・電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、不適切な方法による入手を防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、許可外の入手が発生しない仕組みとなっている。 ・地方税賦課徴収に関する事務に必要な情報を入手しないよう、職員教育を徹底する。 <電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード(同第7条)と官公庁発行の写真入身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カードと官公庁発行の写真なし資格証(保険証など)の提示を求め、住基情報等の聞き取りを行い、本人確認を行う。 <電子申請システムにおける措置> ・申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号法に基づく本人確認の措置を実施する。 ・申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・当市の住民記録システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムの連携機能で、情報移転元の業務システムと、共通基盤システム、情報移転先の業務システムで同期を取り、情報の順序性・正当性・正確性を確保している。 ・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付文書の照会等で確認し、誤った情報は職権修正し、正確性を確保している。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ・入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。 <p><個人住民税申告ポータルにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードないの記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能機能の権限設定及び制限により、不正操作による情報漏えいを防止している。 ・庁内連携による入手の場合は、共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、必要外の連携による情報漏えいは発生しない仕組みとなっている。 ・特定個人情報が記載された紙資料は、使用時以外は机上に置かず、書庫等に保管している。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御や暗号化を実施する。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等がおこらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理機能を有する共通基盤システムでは、業務システムごとに連携する情報を制限し、必要のない情報との紐付けを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法で定められた業務システム以外には、連携しないこととしている。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ・許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続ごとにアクセス制御している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用・提供は、「浜松市電子計算機組織の運営及びデータの保護に関する規定」に基づき、必要事項のみ利用・提供を行なっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムへのアクセスを、共通基盤システムの認証管理機能によりシングルサインオンで実施し、ユーザごとのシステム利用権限をシステム管理部署が一元管理している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・職員個人単位でユーザIDを発効している。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証により、不正な業務システム使用を防止している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 ＜業務システムにおける措置＞ ・特定個人情報の表示の有無を、権限にて限定している。 ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワードによる認証を実施する。また、システム利用時には、IDおよびパスワードで認証する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムへのアクセスを、共通基盤システムの認証管理機能によりシングルサインオンで実施し、ユーザごとのシステム利用権限の発効・失効管理をシステム管理部署が一元管理している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・人事異動等により権限変更が必要な場合は、システム管理部署にて、異動当日の業務開始直前に権限の発効及び失効を行う。 ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ・異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムへのアクセスを、共通基盤システムの認証管理機能によりシングルサインオンで実施し、ユーザごとのシステム利用権限はシステム管理部署が一元管理している。 ・システム管理部署は、定期的に部署及び個人ごとの利用権限設定の見直しを行う。 ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化および紐付けの解除を行う。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報へのアクセスログ(使用日時、使用者、使用情報等)を記録している。 ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・特定個人情報を含む申請情報への照会・処理等の利用記録を保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の権限設定及び制限により、不必要な情報へのアクセスを防止している。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 <マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ・許可のない手続の申請情報にはアクセスできないように制限する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの複製は必要最小限とし、実施を特定の権限及び環境でのみに制限している。 ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を年1回程度実施する。 <マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・業務委託契約書において、個人情報を取扱う従業者の明確化を義務付けている。 ・プロジェクト計画書において、情報保護管理体制の確認を実施している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・業務委託契約書にて、特定個人情報を取扱う従業者を必要最低限にするよう義務付けている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、許可された従業者以外の利用を制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報へのアクセスログ(使用日時、使用者、使用情報等)を記録している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務委託契約書にて、特定個人情報の第三者への提供を禁止している。 ・特定個人情報の管理状況検査を、必要に応じて実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務委託契約書にて、委託者の承諾がない特定個人情報の複製・複写又は持出しを禁止している。 ・特定個人情報の管理状況検査を、必要に応じて実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務委託契約書にて、業務完了後に業務処理上で保有した特定個人情報を全て処分させ、その処分内容の書面報告を義務付けている。 ・ハードウェア調達契約書にて、特定個人情報を記録したハードウェア等をリース返却又は処分する際、情報の読み出しができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等による完全消去を実施させた上で、データ消去証明書の提出を義務付けている。 ・庁外のデータセンターに設置するサーバ等のディスク交換やハードウェア更改等の際はSO/IEC27001に準拠した手順(データを復元できないよう電子的完全消去または廃棄する。)でデータ消去、破棄が適切に実施されていることを、第三者の監査機関による監査結果等必要な資料を提出させ確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・一括再委託の禁止、一部再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・番号法関係法令、浜松市個人情報保護条例等の法律遵守に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化及び従業者に対する指導に関する事項 ・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・業務委託契約書にて、一括再委託を禁止している。 ・一部再委託する場合は、再委託先名称・再委託理由・再委託者の処理内容・再委託先が取扱う情報、再委託先での情報取扱い上の安全性及び信頼性確保対策・再委託先に対する管理及び監督方法を、受託者に申請させ、内容を確認し許諾している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ガバメントクラウドへ移行する際のデータ抽出、移行、破棄は業務アプリケーションサービスを提供するASPが対応するものとする。なお、データの破棄にあたっては復元不可能な処理を実施する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルの提供・移転のシステムログ（提供及び移転先・日時等）を記録している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・他の業務所管課より、保有情報の移転・提供を求められた場合は、書面による事前申請を受け、提供・移転の必要性及び内容等の審査を行い、承認したもののみ情報の移転・提供を行う。 ・特定個人情報ファイルの提供・移転は、システムログ（提供及び移転先・日時等）を記録し、必要に応じて確認を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、不適切な提供・移転が発生しない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・提供・移転情報のチェックにより、誤った情報の作成を防止している。 ・庁内連携による他業務システムとの連携は、共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、誤った相手への提供・移転がされない仕組みとなっている。 ・共通基盤システムの連携機能で、情報移転元の業務システムと、共通基盤システム、情報移転先の業務システムで同期を取り、情報の順序性・正当性・正確性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、権限が無い者の目的外入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、不適切な方法による入手が不可能な仕組みとなっている。 ・中間サーバへの情報照会は、共通基盤システムにて照会できる業務システムを限定している。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みとなっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備え、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第9号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、権限の無い者の不適切な方法による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御により、不適切な方法による入手ができない仕組みとしている。 ・中間サーバへの情報照会は、共通基盤システムにて照会できる業務システムを限定している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと共通基盤システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで、安全性を確保している。 ・中間サーバと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と通信の暗号化で安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムと情報照会元業務システム間で同期を取り、情報の順序性・正当性・正確性等を担保する仕組みとなっている。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能で中間サーバに情報照会を行う際には、共通基盤システムは照会結果情報の改変を行わない仕組みとし、中間サーバの情報と同一であることを担保している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、権限の無い者の照会及び入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。 ・中間サーバへの情報照会は、共通基盤システムにて照会できる業務システムを限定している。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン及び業務システムを起動した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・中間サーバへの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果は、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能にて自動で削除することで、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと共通基盤システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と、通信の暗号化で漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、不正な使用を防止している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じ確認を行う。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの連携通信は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)のみ限定している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じて確認を行う。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン及び業務システムの起動を実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから照会許可照会リストを中間サーバに入手・格納し、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報は、自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報提供の際に、送信内容を改めて確認して提供することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><業務システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会の権限設定及び制限により、不正な使用を防止している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じて確認を行う。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバとの連携通信は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)のみ限定している。 ・特定個人情報ファイルの登録は、システムログ(登録者・登録日時・登録内容)を記録し、必要に応じて確認を行う。 ・ログイン時の職員認証に加え、ログイン及び業務システムの起動を実施した職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと共通基盤システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と、通信の暗号化で漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理し、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><業務システムにおける措置> ・特定個人情報の登録の際に、ワーニング・エラーチェック機能により誤った情報作成を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの送受信は、共通基盤システムのみ限定する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバへの情報提供は、共通基盤システムにて提供できる業務システムを限定している。 ・団体内連携テスト・情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト等の検証工程で、特定個人情報の正確性を十分に検証し、中間サーバに誤情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領し、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースのデータを共通基盤システムのデータベースと照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><浜松市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの連携接続は、全て中間サーバが行う構成とし、情報提供ネットワークシステムから、直接、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能は、ログイン時の職員認証に加え、ログイン・ログアウトした職員・時刻・操作内容を記録し、不適切な端末操作や照会等を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと共通基盤システム及び情報提供ネットワークシステム間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで、安全性を確保している。 ・中間サーバと市町村以外の団体は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線分離と、通信の暗号化で安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)され、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p><浜松市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁外データセンターの区域について赤外線、監視カメラ、行動検知システム等により不正侵入を防止している。 ・庁外データセンターの入退場は顔認証による管理を行い、不正侵入、共連れ防止を行っている。 ・情報を保管するサーバ室及びサーバ室が設けられたフロアの出入口にて、ICカードにより入室管理を行っている。また、その入室履歴を保存して入室者を特定している。 ・建物内の機械警備システム及び警備員の巡回により、安全管理を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 ・スタッフへの権限の付与および最低2回以上の二要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LWAN接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、使用管理簿による管理等の安全管理措置を講じている。 <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 ・スタッフへの権限の付与および最低2回以上の二要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LWAN接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、使用管理簿による管理等の安全管理措置を講じている。

<p>⑥技術的対策</p>	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容 <浜松市における措置> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・特定個人情報を管理しているサーバは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <電子申請システムにおける措置> ・仮想サーバの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ・操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者および操作を特定できる対策を実施している。 ・セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制御、不正アクセスの検知および防御を行っている。 ・ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。 <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <電子申請システムにおける措置> ・仮想サーバの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ・操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者および操作を特定できる対策を実施している。 ・セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制御、不正アクセスの検知および防御を行っている。 ・ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。 <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	パソコンで特定の操作を加えると個人情報が表示されてしまう状態のまま、エクセルファイルを市ホームページに掲載したため、個人情報が閲覧可能な状態となっていた。(1,015人分)	
再発防止策の内容	(1)市ホームページへ掲載するファイルをエクセルファイルからPDFファイルに変更 (2)市ホームページで公開中のファイルを全件点検 (3)市ホームページの添付ファイルに関する全庁への注意喚起	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する特定個人情報と分けて管理しないため、生存する個人の特定個人情報と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税賦課徴収に関する事務の個人基本情報、賦課情報は常に最新化している。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、二人以上の担当者によりダブルチェックを実施する。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、二人以上の担当者によりダブルチェックを実施する。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。 <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><浜松市における措置> ・年に1回担当部署内で、運用状況が評価書の記載内容どおりかどうかを自己点検する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> ・サービス提供事業者において、定期的に自己点検を実施する。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p><浜松市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> ・定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><浜松市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> ・定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><浜松市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的実施することに加え、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定を含む研修等を実施することとしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> ・サービス提供事業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持および従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p>	

3. その他のリスク対策

●標準化前の現行システムに関する内容

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

●標準化後の次期システムに関する内容

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市総務部文書行政課 053-457-2093
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、収納管理情報ファイル、 滞納管理情報ファイル
公表場所	浜松市市政情報室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市財務部税務総務課 053-457-2261 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松市財務部市民税課 053-457-2144 浜松市財務部資産税課 053-457-2157 浜松市財務部収納対策課 053-457-2268
②対応方法	問い合わせの受付時及びその対応について、記録を残す。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	項目の追加	8 個人住民税申告ポータル 住民が個人住民税について、オンラインでの申告を行う。	事前	
	I 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ②システムの機能	(略) 2 課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 (略)	(略) 2 課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報、個人住民税申告書情報を取り込む。 (略)	事前	
	I 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム22	(システムの追加)	マイナポータル申請管理の追加	事前	
	I (別添1)事務の内容 個人住民税	(事務フロー及び備考の修正)	事務フロー図及び備考①修正 (個人住民税申告ポータルとマイナポータル申請管理の追加)	事前	
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) <電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。	(略) <電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <マイナポータル申請管理における措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略) <電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。	(略) <個人住民税申告ポータル・電子申請システムにおける措置> ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。	事前	
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号法に基づく本人確認の措置を実施する。 ・申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・申請者本人の個人番号を取得する場合には、番号法に基づく本人確認の措置を実施する。 ・申請者本人の個人番号を取得しない場合には、手続の特性に応じた手法で本人確認を実施する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。	事前	
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ・入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ・入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カードないの記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 2特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・アクセス制御や暗号化を実施する。	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・アクセス制御や暗号化を実施する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等がおこらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
	Ⅲ 3特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワードによる認証を実施する。また、システム利用時には、IDおよびパスワードで認証する。	(略) ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワードによる認証を実施する。また、システム利用時には、IDおよびパスワードで認証する。	事前	
	3特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ・異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。	(略) ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ・異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。	事前	
	Ⅲ 3特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ・定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化および紐付けの解除を行う。	(略) ＜マイナポータル申請管理・電子申請システムにおける措置＞ ・定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化および紐付けの解除を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 3特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(略) <電子申請システムにおける措置> ・電子申請システム上で、特定個人情報を含む 申請情報への照会・処理等の利用記録を保管 する。	(略) <マイナポータル申請管理・電子申請システム における措置> ・特定個人情報を含む申請情報への照会・処 理等の利用記録を保管する。	事前	
	Ⅲ 3特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	(略) <電子申請システムにおける措置> ・システムの操作ログ、アクセスログを記録す る。 ・許可のない手続の申請情報にはアクセスでき ないように制限する。	(略) <マイナポータル申請管理・電子申請システム における措置> ・システムの操作ログ、アクセスログを記録す る。 ・許可のない手続の申請情報にはアクセスでき ないように制限する。	事前	
	Ⅲ 3特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	(略) <電子申請システムにおける措置> ・職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定す る。	(略) <マイナポータル申請管理・電子申請システム における措置> ・職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定す る。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(記載の追加)	<p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、使用管理簿による管理等の安全管理措置を講じている。 	事前	
	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(記載の追加)	<p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	事前	
	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	(記載の追加)	<p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 	事前	
	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順	(記載の追加)	<p><マイナポータル申請管理における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 	事前	